

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	銀行の出張所の設置等に関する事前届出制度の見直し	
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 電話番号: 03-3506-6000(内線3570) e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成20年9月19日	
規制の目的、内容及び必要性等	【内容】 本店又は支店に従属して業務を行う施設である有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への事前届出については、半期ごとの事後届出とする。	
	【目的及び必要性】 監督の実効性を確保しつつ、銀行の効率的な店舗の設置・廃止等を可能にする必要がある。	
想定される代替案	法令の名称・関連条項とその内容 銀行法第8条、銀行法施行規則第9条、第35条第1項第4号、第35条第6項第2号	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	銀行において、出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生するものの、その費用は、現行の費用に比べて軽減される。	遵守費用は発生しない。
(行政費用)	国において、出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への届出に係る受付業務に伴う費用が発生するものの、その費用は、現行の費用に比べて軽減される。	銀行からの届出に係る受付業務に伴う費用は発生しないものの、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求める必要があるため、被災地に店舗を有する銀行を把握するための費用が発生する。
(その他の社会的費用)	有人の出張所は本店又は支店に従属して業務を行う施設であり、母店である支店の状況は常時把握しているため、直ちに監督の実効性を損われることはなく、預金者等の保護に著しい支障は生じない。	母店である支店の状況を常時把握できないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来す懸念がある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止の都度要していた届出を半期に一度の届出とすることにより、銀行及び国において、届出に係る遵守・行政費用を軽減することができる。また、母店である本店及び支店の状況は常時把握しているため、直ちに監督の実効性を損われることはなく、預金者等の保護に著しい支障は生じない。	支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止届出の必要が無くなることから、銀行及び国において届出に係る遵守・行政費用が無くなる。しかしながら、国は銀行が営業を行っている場所を把握していないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来す懸念がある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	(1)費用と便益の関係の分析 有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止の都度要していた届出を半期に一度の届出とすることにより、銀行及び国において、届出に係る遵守・行政費用を軽減することができる。また、母店である本店及び支店の状況は常時把握しているため、直ちに監督の実効性を損われることはなく、預金者等の保護に著しい支障は生じない。この場合、これら便益の減少というマイナスの効果は、費用の軽減というプラスの効果を下回ると考える。 (2)代替案との比較 代替案では、支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止届出の必要が無くなることから、銀行及び国において届出に係る遵守・行政費用が無くなる。しかしながら、国は銀行が営業を行っている場所を把握していないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来す懸念がある。この場合、これら便益の減少というマイナスの効果は、費用の軽減というプラスの効果を上回ると考える。 以上を踏まえると、本案を選択することが適当であると考える。	
有識者の見解その他関連事項	特になし。	
レビューを行う時期又は条件	施行後5年を経過した場合において、この規制の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。	
備考		